

パブリックコメントへ寄せられたご意見への回答

No.	パブリックコメント時のページ	策定時のページ	意見内容	回答
1	52	54～56	<p>(追加) ○ゴミ袋の種類別による適正価格の再考</p> <p>【現状】 (10袋単位) ○普通小○小¥300、○大¥500 ○カン¥250 ○ビン¥250、○プラ¥250、○ペットボトル¥250、○燃えない¥500</p> <p>○日常生活に使用頻度の高い順に調査、整理をしたうえでゴミ袋の種類別に価格設定を見直す。</p> <p>(理由)</p> <p>○日常生活をしていて燃えないゴミ袋の使用頻度が非常に少なく、反面、普通ゴミ袋は非常に高くこの両者が同じ枚数で同じ価格であることに疑問を生じている</p> <p>○使用頻度の高い物は安価に、少ない物は高く設定する方が妥当であると感じる</p> <p>○6種類のゴミ袋の使用頻度を広域的に調査し販売単位の適正枚数と価格を設定することが必要と考える。</p>	<p>指定ごみ袋については、双葉地方広域市町村圏組合において、ごみの減量化及び資源化の推進を目的として、ごみの有料化・指定ごみ袋を導入しております。</p> <p>ご指摘いただきました価格につきましては、処理費用を含めた有料化を実施しており、資源ごみ(ビン・カン・ペットボトル・プラスチック製容器包装)は、可燃・不燃よりも安価な価格で設定し、資源化に取り組んでいただくこととしております。いただいたご意見につきましては、町としても注視することとし、参考といたします。</p>
2	49	52	<p>(追加)</p> <p>○高瀬川・請戸川の川岸の堤防道をまずは請戸港から大堀地区までアスファルト構造等で繋げる</p> <p>(理由)</p> <p>○II-3項目の具体例として「請戸川リバーライン」「いこいの村周辺」ではインパクトが弱すぎると思われる。</p> <p>○その道をウォーキング等で楽しむコースを作れば自然(海、川、山、平野)を充実して楽しむことができる</p> <p>○そのために、現場検証する必要がある</p> <p>(例えば、加倉大橋下部はアスファルト等でも繋がっていない)</p>	<p>ご意見の件につきましては、P52 II-3 自然とふれあいの推進 行政による環境アクション「●公園や河川等の水辺とみどりに親しみ自然に触れる機会を増やします。」に包含しておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>
3	24、46、54、59	49～53	<p>○町の森林の大部分が未除染であり、国に対して町全域の除染の推進また国有林を含めた森林管理について早期に方針を示すことを要望しています。</p> <p>(追加) ○森林再生のため、町独自の「(仮称)なみえまち森林再生利用計画」の策定</p> <p>(現状) ○R5年4月 浪江町森林整備計画</p> <p>○R5年6月 なみえ生活環境保全林整備計画</p> <p>(意見)</p> <p>○2018年6月に「森林経営管理法」が成立し「林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理を行う」とされた。</p> <p>○国内の森林の約4割の人工林が本格的収穫期になっている。</p> <p>○浪江町総面積の約7割が森林であり、国有林が53%民有林等47%、民有林の約80%は帰還困難区域にある。</p> <p>○森林部分の一定区域内で地面より1m高さ部での空間線量が一定以下であれば、その区域全体を伐採可能とされている。</p> <p>○R6年に森林環境税ができ森林環境贈与税が基礎自治体配分されている</p> <p>○R4年度には浪江町のその基金は38,793,000円になっている。</p> <p>○町内の帰還困難区域あれ、このまま放置してしまえば朽ちて行ってしまう可能性が大きい。</p> <p>○よって帰還困難区域であれ、なかろうでもある一定区域内で除染ではなく間伐、伐採し間伐材伐採材の利用、森林再生等を研究機関等と連携し森林環境学習を含め「(仮称)なみえまち森林再生利用計画」の策定を提案したい。</p>	<p>提案の趣旨及び必要性については町としても同様の認識ですが、町内の森林管理については、放射性物質対策を行いながらの森林整備が必要であることから、これまでふくしま森林再生事業等の公的な事業によって民有林の森林整備・保全を行っている状況です。</p> <p>将来的には森林経営管理制度も活用しながら森林所有者が管理を行い、健全な森林環境の中で林業が行われていく将来像を目指していくべきものと認識していますが、森林除染の有無、帰還困難区域や高線量下での森林整備の具体的な方法や計画、町内森林の多くを占める帰還困難区域からの伐採木の商材利用及び流通可否など、計画づくりの前提となる事項について未だ不透明な状況でもあります。</p> <p>そのため、ご提案の計画策定を直ちに行うことは現実的ではなく、国県の動向を注+F7視しつつ、前提条件がクリアになった際に必要に応じて策定するものと考えています。</p> <p>ご意見を踏まえ、P49 II-1 自然環境の保護・保全 の行政による環境アクションに以下を追記しました。</p> <p>「●ふくしま森林再生事業等による町内の森林整備・保全を推進します。」</p> <p>「●森林経営管理制度を活用した森林管理手法等について制度理解を深め、将来的な森林環境再生後の適切な森林管理方法・体制等の検討を進めます。」</p>
4	-	-	<p>R3年3月「浪江町環境基本条例」制定後から5年間の評価の整理を示すこと。</p> <p><根拠>本計画(素案)が該当条例(p69～p73)に基づくこととされている。</p>	<p>町ではこれまでゼロカーボンシティの実現のために再生可能エネルギーにかかる取り組みや水素の利活用等、自然環境の保護・保全、循環型社会の構築のため施策を行ってまいりました。これらの施策について2023年策定の地球温暖化対策総合計画等でも一部評価を行っておりますが、これ以外の環境施策については、評価を定めての評価を行っておりません。今後については、本計画を通して行ってまいります。</p>

No.	パブリックコメント時のページ	策定時のページ	意見内容	回答
5	2	2	第1章1.1本条例（前文）に環境の再生と改善「～環境の保全及び創造のため行動し～」とあるが“環境の再生と改善”の文言を明記すること。 <根拠>p69本条例第1章（目的）第1条には「環境の保全について」とあるが、本計画（素案）概要p1「はじめに」は「～一度は破壊されたともいえる～」とあるように震災だけではなく原発事故による放射能汚染が環境を破壊していることは事実であり、例えばF-REI等各研究機関との協働による“環境への再生”は必然である。	条例では環境保全における基本理念を定め、町民、事業者、町の責務や施策を推進することで、将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としております。環境の保全はまさしく環境の再生の一つと考えております。本計画で定める施策によって、今後の「環境の再生と改善」にかかると考えられます。
6	5	5	カーボンニュートラルに向けた試算を浪江町の環境の特性、すなわち70%程の森林と併せて記載すること。 <根拠>森林や海をカーボンニュートラルの試算にどう位置づけるのか町の姿勢に関わることを考える。	P5（第1章 1.5 計画の範囲）は分野毎の整理をまとめていますので、詳細は後記としております。また森林に関する温暖化ガスの吸収量についての試算は別の計画となりますが、地球温暖化対策総合計画にて実施していますので記載は検討していません。
7	16	17	（5）福島県復興祈念公園の背景として居住不可地域であることとその根拠の明記をすること。 <根拠>「甚大な被害」だけでは不十分であると考え。被害の後その場所が規定されたことを提示し教訓となる。	P17 第2章は現在の社会情勢を記載しているものとなっておりますので、ご意見として承ります。
8	18	-	第3章3. 4 環境に関する住民の意識の記述はあるが、事業者のヒアリング結果も記述すること。 <根拠>p68 本基本計画策定経過では事業者ヒアリングも行っており、本基本計画（素案）の事業者に関する各内容の背景が理解できない。	本計画の策定にかかる事業者ヒアリングの結果とりまとめについては、ホームページで掲載するところです。
9	21	23	3. 2 生活環境(1)空気のきれいさのデータは双葉町と南相馬市の測定結果をそのまま示すだけでなく、浪江町の現状に近づけた試算や推計も提示すること。 <根拠>人口も事業活動の規模や公共交通の状態も異なるから、双葉町と南相馬市の測定結果だけでは浪江町の状況を見誤り、具体的な計画が誤ってしまう。	ご指摘のデータにつきましては、今後計画改定のおり記載することを検討してまいります。
10	33	35	リサイクルハウスの古紙類の種類はこの明記で良いのか要確認のこと。 <根拠>「※新聞紙、雑誌類、段ボール」と明記されているが他紙類は燃えるゴミなのかどうか。ゴミ収集カレンダーには「～等」とあり、さらにゴミの種類別解説チラシには詳しく記載がある。	※新聞紙、雑誌類、段ボール等として修正します。
11	40	43	第5章 施策の展開 1. ゼロカーボンシティの実現 「1-1. 再生可能エネルギーの導入の促進と省エネルギー対策の徹底」にp29にある太陽光発電や陸上風力発電に係るコストを明記し評価材料とすること。また、公共交通の検討を追加すること。 <根拠> 太陽光設置による環境破壊や製造や廃棄自体がカーボンニュートラルとはほど遠いとの見方もある。また、酒井地区と谷津田地区の太陽光パネルと放射能線量も町の環境への影響に関係すると考える。さらに脱車社会の必要性。	太陽光発電設備等の製造で排出される温室効果ガスよりも、火力発電を太陽光発電に置き換えた際の温室効果ガスの削減量の方が多いとされております。また、福島県では太陽光発電のリサイクル事業を推進しており、廃棄における環境配慮もなされているところです。また、第5章 住民による環境アクションで自家用車の使用頻度をさげるよびかけを記載しております。

No.	パブリックコメント時のページ	策定時のページ	意見内容	回答
12	46	50	大規模畜産施設や請戸川さけ放流施設、大規模農場化（+スマート農法）に向けた取り組みとゼロカーボンとの関係を明記すること。 <根拠>p46～ II-1自然環境の保護・保全にこれらの施設等があげられているものの、大量エネルギー消費は想像に難くない。	大規模な農林水産施設の運営に当たっては、資源循環や農林水産業を通じた自然環境に加え、CO2排出量を低減し環境負荷をかけずに事業展開・施設運営を行うことも重要だと考えています。 ご意見を踏まえ、P50 II-1 自然環境の保護・保全に以下を追記しました。 「農林水産施設においても、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用を推進し、ゼロカーボンシティ実現に寄与する施設運営を図っていきます。」
13	48	51	II-2. 行政による関係アクションの「クマやサルの出没による、人身被害の発生を防ぐための対策として、農産物の作付けと獣害との関係を調査し対策を行うこと。 <根拠>大規模畜産施設と循環型運営によって浪江町の市街地を囲うように飼料栽培が拡大され害獣を引き寄せている実態も見受けられる。震災後、果樹園や庭の果樹について獣害引き寄せを理由に取り除いた経緯もある。	今後営農面積の拡大や、避難指示解除区域が広がることにともない、鳥獣対策の重要性はより増加していくものと考えておりますので、対策を講じるにあたっては、作付け品種の誘因効果の有無等も考慮しながら、それぞれの場所・特性に応じた適切な対応を行ってまいります。
14	52	54、55	行政による環境アクションに使用済み小型家電の回収も行うこと。 <根拠> 今や使用済み小型家電は資源の宝庫と言われており、国でも県でも取り組みを推奨している。	ご意見を踏まえ、P54 III-1 廃棄物の適正処理 2段目を以下のとおり修正しました。 「ペットボトル等の資源ごみや、不燃ごみとして収集された小型家電はセンターで処理しリサイクルされ、古紙類は町で設置したリサイクルハウス（P35参照）で集積後、リサイクルしています。」 また、P55 III-2 適正なごみ分別の啓発と推進 行政による環境アクションに以下を追記しました。 「●住民の使用済みの小型家電についてイベントでの回収を検討します。」
15	57	60	「空き家・空き地の適正な管理」に把握した状況件数を明記し分母とすると共に、p58 成果指標には「空き家バンク」への登録件数と割合、「空き家バンクの成約」を件数と共に割合も示すこと。 <根拠> 空き屋・空き地の管理は町づくりの上でも優先される課題と考える。避難住民への促しのためにも要実施。	現在も様々なご事情によって、希望していても帰還できていない町民の方も多くおられます。そのため、成果指標として、空き家となっている所有者の方に連絡し、積極的にバンク登録を働きかけることは適切ではないと判断しています。 また、所有者管理が前提となっておりますが、ご指摘のとおり、空き家・空き地問題は全国的な課題であり、特に、道路等への倒壊が危ぶまれる家屋について、先行事例を研究し施策を実施していきたいと考えています。
16	69	67	本条例に「C:行動の評価」と「A:改善し次回に繋げる」の明記をすること。 <根拠>p65計画の進行管理にPDCAサイクル及びOODAループの活用により実施とあるが、本条例には計画・推進の明記はあるが「C:行動の評価」と「A:改善し次回に繋げる」が見当たらない。	P67 第6章 計画の推進体制 6.2計画の進行管理 において記載し、進行管理することとしております。
17	48	51	本基本計画が復興計画を上位とするが、歴史文化財の扱いと保全継承はどの位置になるのか、個人的には「環境」であり「資源」の範囲となると考える。合わせて検討頂きたい。	本計画は浪江町復興計画【第三次】を上位計画とし、環境施策の方向性を示すものです。歴史文化財は、本町の成り立ちや地域の記憶を伝える重要な地域資源であり、良好な環境形成にも資するものと認識しております。保全・継承については、主に文化財関係計画等で位置付けていますが、本計画においても地域資源の保全・活用の観点から、関係計画と連携しながら取り組んでまいります。
18	51	54、55	浪江町にも小型家電回収ボックスを置いて欲しい。	No 14において回答済
19	3	3	「浪江町復興計画」と「浪江町復興計画【第三次】」の違いは何でしょうか。図1を見ると「浪江町復興計画【第三次】」が上位計画に見えます。	P3 第1章 1.2環境基本計画の位置づけ「『浪江町復興計画』を上位計画とし」を「『浪江町復興計画【第三次】』を上位計画とし」と修正しました。
20	-	-	注釈がついていますが、1回つければいいのではないのでしょうか。同じ用語が出てくたびに注釈があり読みにくいと感じます。また、注釈をつけた用語であっても、その後に出てくる同じ用語に注釈がついていなかったりと、記載の方法が統一されておりません。	注釈の付番については、章ごとに1度付番したら、その章では付番せず、章が変わったら付番することとします。

No.	パブリックコメント時のページ	策定時のページ	意見内容	回答
21	11	11	(5) について、微生物含む生物多様性を保全、回復することで、多様なDNAが維持され、結果として未来の世代に遺伝資源を残せるため、将来的な病気の治療薬の製造などが期待されている。また、濾過による水資源の維持や、大気の調整、気候変動緩和の手段や、メンタルヘルスなどウェルビーイングの観点からも、生物多様性（Biodiversity）の保全が求められていることに可能な限り触れて、単なる自然保護と異なることを触れてほしい。	ご指摘の内容については、P11 第2章環境をめぐる社会の変化 2.1（5）生物多様性の保全 最下段に次のとおり追記します。 「また、世界経済フォーラム（WEF）の「The Future of Nature and Business（2020）」によると、世界のGDPの半分に相当する約44兆ドルが自然資本に直接依存しているとされています。自然資本が過度に損なわれれば、人類の存続・生活や社会経済活動の基盤を失うおそれがあります。そのため、環境負荷の総量を抑え、自然資本がこれ以上損なわれることを防止するとともに、気候変動・生物多様性・汚染といった危機を回避し、良好な環境を創出して持続可能な形で利用していくことが重要です。こうした取組みは最終的に「ウェルビーイング／高い生活の質」につながるとされており、生物多様性の重要性が示されています。」
22	11	55, 56	(6) ライフサイクルアセスメントという文言を表や文中のどこかに入れて、もはや大企業にとって当たり前になってしまっているアセスを、浪江町も理解しているし、必要に応じて支援や推進をしていく姿勢を打ち出せないか。	ご意見を踏まえ、以下を追記します。 ・P55 III-3. 循環型社会形成のための住民・企業行動の推進 行政アクション[●事業者等にライフサイクルアセスメントの取組みを周知します。] ・P56 III 持続可能な循環型社会の形成 事業者アクション「○ライフサイクルアセスメントの実施を検討し、環境負荷低減のための取組を実施しましょう」
23	43	46	人口密集地域において、水源涵養機能や雨水排水機能などを事前に計算し、必要に応じて緑地整備などを行い、水害を減災するような内容は入れられないか。	近年の環境変化等に伴い、自然災害が甚大化してきており、水害等への対策が必要となってきております。当計画においても、それらに対応するための行政アクションとして「●防災体制の整備や地域防災力向上を推進します。」と位置づけしているところです。 水害に対する対策として様々な取り組みがあり、ご指摘頂いた緑地等整備は有効な対策の一つとなりますが、整備後の維持管理費などの懸念もあることから、周辺の土地利用状況等を踏まえた総合的な防災対策の観点からの検討が必要と考えております。
24	42	44	再エネについて、『環境に配慮した再エネ』など、自然環境と両立を目指す文言を入れられないか。メガソーラーが環境を破壊してしまうという矛盾を起こさないために、計画のどこかで触れるべきではないか。	P44 I-2.水素エネルギーの実装と新たな産業の創出 の行政による環境アクションに「●地域の理解や合意を基本としながら、災害等環境に配慮した再生可能エネルギーの普及拡大を推進します。」を追記します。
25	46	49	森林の役割に、水源涵養を追加するのはどうか。また、除染されたことで地力が低下する一方、化学肥料の影響が少ない土壌を活用していくことで、河川や海の富栄養化を防ぐことが期待されるような、浪江の土壌独自の魅力を訴えたい。	P49 II-1 自然環境の保護・保全 に以下のとおり反映いたします。 「また、森林は、二酸化炭素の吸収源であり、生物多様性の保全、土砂災害の防止、 <u>水源の涵養機能</u> としての役割など、多様な役割を担っており・・・」
26	47	13	f-reiに土壌ホメオスタシス研究ユニットが設置され、土壌専門に研究されているので、触れてはどうか。	P13（第2章（1）福島国際研究教育機構（F-REI）に回答の趣旨を掲載しています。
27	49	52	49-50ページ 自然と触れ合うことで、メンタルヘルスへの良い影響がウェルビーイングの向上をさせることや、免疫機能の獲得、レクリエーションサービスなど、『生態系サービス』の具体例に触れてはどうか。また、自然共生サイトの町内での整備（自治体もしくは企業）も、目標やアクションとして取り入れられないか。	P52 II-3.自然とのふれあいの推進 に以下のとおり反映いたします。 「また、生態系サービスの一つとして、豊かな自然とのふれあいは、ウェルビーイング7) の向上につながるとされています。避難指示が解除された地域においても、自然の恵みを感じ、自然とふれあう機会を創出していきます。」